

(使用済自動車の解体に係る届出の際の明示事項)
第四十条の四 法第六十九条の二第二項において準用する法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 車台番号

二 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第八十一条第九項又は第十項の規定による移動報告の番号(第六十七条の二第一項第二号において「移動報告番号」という。)

(輸出に係る届出を必要としない自動車)

第四十条の五 法第六十九条の二第三項本文の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 車両番号の指定を受けたことがない検査対象軽自動車

二 被牽引自動車である検査対象軽自動車

三 二輪の小型自動車

四 登録証書の交付を受けた検査対象軽自動車

(輸出に係る届出の開始時期)

第四十条の六 法第六十九条の二第三項の国土交通省令で定める期間は、六月とする。

(輸出に係る届出)

第四十条の七 法第六十九条の二第三項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 車両番号(自動車検査証が返納された自動車に係る届出にあつては、自動車検査証が返納された際の車両番号)

二 車台番号

三 届出者の氏名又は名称及び住所

四 届出の年月日

五 輸出の予定日

2 前項の届出書には、次に掲げる書面(当該届出をしようとする者が国又は地方公共団体であるものにあつては、第一号に掲げる書面を除く。)を添付しなければならない。

一 当該届出に係る自動車に係る軽自動車検査ファイルに記載されている所有者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、当該届出をしようとする者の住所を証するに足りる書面

二 自動車検査証が返納された後に所有者の変更があつた場合であつて、当該所有者の変更について軽自動車検査ファイルに法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の記録がなされていないときは、当該所有者の変更があつた旨を証明することができる書面

3 運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、第一項の届出があつた場合であつて、当該届出に係る自動車に係る軽自動車検査ファイルに記載されている所有者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、当該変更について軽自動車検査ファイルに記録するものとする。

(本邦に再輸入することが見込まれる自動車)

第四十条の八 法第六十九条の二第三項ただし書の輸出に係る届出をさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定める自動車は、検査対象軽自動車のうち本邦と外国との間を往来する活魚運搬車とする。

(本邦に再輸入することが見込まれる自動車の届出)

第四十条の九 法第六十九条の二第三項ただし書の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 車両番号

二 車台番号

三 使用の本拠の位置

四 届出者の氏名又は名称及び住所

五 届出の年月日

2 前項の届出を行う場合には、自動車検査証及び前条に規定する自動車であることを証するに足りる書面を提示しなければならない。

(軽自動車検査ファイル及び二輪自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置)
第四十条の十 法第六十九条の三において準用する法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、一年とする。

2 法第六十九条の三において準用する法第十八条第二項の国土交通省令で定める場合は、法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の規定により所有者の変更について軽自動車検査ファイルに記録がなされた場合又は一輪の小型自動車について所有者の変更があつた場合とする。

3 法第六十九条の三において準用する法第十八条第二項の国土交通省令で定める期間は、三年とする。

(自動車検査証の返納後の所有者の変更に係る記録の申請)

第四十条の十一 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第一百五十四号。以下「施行令」という。)(第七条第六項において準用する令第四十八条第一項の国土交通省令で定める書面(新所有者が国又は地方公共団体であるときは、第二号に掲げる書面を除く。))は、次に掲げる書面とする。

一 当該自動車の所有権を証明するに足る書面

二 新所有者の住所を証するに足る書面

第四十一条の見出しを(臨時検査合格標章の再交付の申請書)に改め、同条中「検査標章(検査対象軽自動車に係るものに限る。)(又は臨時検査合格標章)」を「臨時検査合格標章」に改める。

第四十二条の見出しを(予備検査)に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とする。

第四十三条の三を次のように改める。

(軽自動車検査ファイルに記録する事項)

第四十三条の三 施行令第七条第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十九条の二第五項において準用する法第十五条の二第三項後段の確認をした年月日

二 法第六十九条の二第六項の返納を受けた年月日

三 法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の変更の年月日並びに新所有者の氏名又は名称及び住所

第四十三条の六を第四十三条の七とする。

第四十三条の五の見出しを(検査記録等事項の表示に用いる記号)に改め、同条中「検査記録事項」を「検査記録等事項」に改め、同条を第四十三条の六とする。

第四十三条の四の見出しを(検査記録等事項の略号化)に改め、同条第一項中「自動車登録ファイル」の下に「軽自動車検査ファイル」を、検査記録事項の下に「並びに第四十三条の三及び第四十三条の四に規定する事項(以下「検査記録等事項」という。))を加え、同条を第四十三条の五とする。

第四十三条の三の次に次の一条を加える。

(二輪自動車検査ファイルに記録する事項)

第四十三条の四 施行令第七条第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項は、法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項の変更の年月日並びに新所有者の氏名又は名称及び住所とする。

第四十五条第一項の表を次のように改める。

一 臨時検査合格標章	
二 検査対象軽自動車の車両番号標	第十一号様式
三 二輪の小型自動車の車両番号標	第十二号様式